陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 67 号
件名	法令法規並びに条理倫理規範に対抗する行政府(安倍晋三内閣)の 跳梁ばっこについて
岩	黒川弘務東京高検検事長の定年延長問題について、昭和 56 年の内閣委員会における人事院答弁で、「検察官と大学教官につきまして今回の定年には適用されないことになっております。」と記録されているにもかかわらず、現在の安倍晋三内閣は、「今般、国家公務員法の規定が適用することとした。」と主張し、その適用については、「口頭決裁した。」と釈明する。近年の安倍晋三内閣は、①桜を見る会、②森友学園の国有地売却、③理財局長による文書改ざん、④加計学園獣医学部問題など、公然の事実として問題提起され、それらの行為は、権力の横暴として行政府中枢の賊塞化が懸念される。行政、政府、官庁の判断は、法令遵守の崩壊だけでなく、条理をも粉砕した稚拙で極めてお粗末な国家統治である。ゆえに、将来における社会の混乱を懸念し、中央政府に対して、一連の事務行為を愚行として訴え、反省を求める意見書を提出することを求め陳情する。
付 年月日 委員会	令和2年3月6日 総務常任委員会
受理	令和 2 年 2 月 26 日 第 674 号